

保護者殿

新型コロナウイルス感染症の出席取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、学校保健安全法により出席停止となります。
(欠席扱いではありません。)新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、「発症した日(0日)から5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっています。また、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いします。

出席停止期間が終了しましたら、下記に必要事項を記入し、担任へ提出してください(診断書や完治証明書の提出は必要ありません)

学校長殿

新型コロナウイルス感染症罹患・再登校届

下記の通り、出席停止期間(発症した日(0日)から5日を経過し、かつ、症状が経過した後1日を経過するまで)を厳守し、完治しましたので登校させます。

※「症状が軽快」: 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

年 組 番 氏名

医療機関名または検査キット名:

診 断 名: 新型コロナウイルス感染症 (症状あり ・ 症状なし) ※○印

学校を休んだ期間: 月 日 () ~ 月 日 ()

〈出席停止期間中の検温及び健康観察結果〉

	発症日 (検査日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
		← ← 必ず休まなくてはならない期間 → →							
月/日 (曜日)	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
時:分 検 温	: 朝 ℃	: ℃	: ℃	: ℃	: ℃	: ℃	: ℃	: ℃	: ℃
	: 夕 ℃	: ℃	: ℃	: ℃	: ℃	: ℃	: ℃	: ℃	: ℃
呼吸器症 状の有無									
健康観察 (症状等)									

令和 年 月 日

保護者名